

当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 以下、省略	2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略
8.（手形、小切手等の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 以下、省略	8.（手形、小切手等の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略
9.（手形、小切手用紙） (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 以下、省略	9.（手形、小切手用紙） (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 以下、省略
14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	14.（支払保証） 小切手の支払保証はしません。
19.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定	19.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定

日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 以下、省略	日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略
20.（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 以下、省略	20.（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 以下、省略

当座勘定規定（パーソナルチェック用）

改定前	改定後
2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 以下、省略	2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略
8.（手形、小切手の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 以下、省略	8.（手形、小切手の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略
9.（手形、小切手用紙） (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 以下、省略	9.（手形、小切手用紙） (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 以下、省略
14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	14.（支払保証） 小切手の支払保証はしません。
19.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）	19.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

(1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 以下、省略	(1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略
20.（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 以下、省略	20.（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 以下、省略

当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定前	改定後
2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 以下、省略	2.（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略
8.（手形の支払） (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。 以下、省略	8.（手形の支払） (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略
9.（手形用紙） (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 以下、省略	9.（手形用紙） (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> 以下、省略
18.（振出日、受取人記載もれの手形） (1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 以下、省略	18.（振出日、受取人記載もれの手形） (1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 以下、省略

小切手用法

改定前	改定後
2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
<u>8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。</u>	削除
9. 自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。	8. 自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。

約束手形用法

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
<u>8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。</u>	削除
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。	8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。

為替手形用法

改定前	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
<u>10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。</u>	削除
11. 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。	10. 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。

普通預金規定

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。 以下、省略	3.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

総合口座取引規定

改定前	改定後
4.（証券類の受入れ） (1)普通預金および貯蓄預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。 以下、省略	4.（証券類の受入れ） (1)普通預金および貯蓄預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

貯蓄預金規定

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。 以下、省略	3.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

納税準備預金規定

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

自由金利型定期預金規定(一般・自動継続)

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

自由金利型定期預金（M 型）規定(一般・自動継続)

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

利息分割受取型定期預金規定

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

据置期間付定期預金規定(自動入金、自動継続)

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

変動金利定期預金規定(一般、自動継続)

改定前	改定後
3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

期日指定定期預金規定(一般、自動継続)

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

積立定期預金規定

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

総合資産管理通帳「グランプリ」規定

改定前	改定後
2. (預金の預入れ等) (1)定期預金口座の預入れは次のとおりとします。 ①期日指定定期預金・自由金利型定期預金(M型)・自由金利型定期預金・変動金利定期預金の預入れができます。 ②現金、小切手、その他の証券類により預入れができます。 なおこのほか、自由金利型定期預金(M型)については、口座振替により預入れることができます。この場合は、あらかじめ当行所定の依頼書を提出してください。 ③定期預金口座に預入れの定期預金に老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合は、預入れの都度非課税貯蓄申込書を提出してくださ	2. (預金の預入れ等) (1)定期預金口座の預入れは次のとおりとします。 ①期日指定定期預金・自由金利型定期預金(M型)・自由金利型定期預金・変動金利定期預金の預入れができます。 ②現金、小切手、その他の証券類により預入れができます。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> なおこのほか、自由金利型定期預金(M型)については、口座振替により預入れることができます。この場合は、あらかじめ当行所定の依頼書を提出してください。

い。 (2)積立定期預金口座の預入れは次のとおりとします。 ① 1 回あたりの預入れは、5 千円以上とします（以下、積立預金口座の 1 口の預金を「個別預金」といいます）。 ②口座振替のほか、現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ず通帳を持参してください。 以下、省略	③定期預金口座に預入れの定期預金に老人等の少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合は、預入れの都度非課税貯蓄申込書を提出してください。 (2)積立定期預金口座の預入れは次のとおりとします。 ① 1 回あたりの預入れは、5 千円以上とします（以下、積立預金口座の 1 口の預金を「個別預金」といいます）。 ②口座振替のほか、現金、小切手、その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ず通帳を持参してください。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略
定期預金共通規定 3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	定期預金共通規定 3.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

自動つみたて預金（夢マップ）規定

改定前	改定後
2.（預金の預入れ等） (1)この預金の預入れは、1 回あたり 5 千円以上 1 千万円未満とします。 (2)この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は必ずこの通帳を持参して下さい。 (3)自動預入支払機による預入れについては、1 回あたりの預入れ金額はその預金機に表示された範囲内とし、自動預金支払機が現金を確認したうえで	2.（預金の預入れ等） (1)この預金の預入れは、1 回あたり 5 千円以上 1 千万円未満とします。 (2)この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他証券類により、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は必ずこの通帳を持参して下さい。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (3)自動預入支払機による預入れについては、1 回あたりの預入れ金額はその預金機に表示された範囲内とし、自動預金支払機が現金を確認したうえで

受入れの手続きをします。 3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	受入れの手続きをします。 3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略
---	--

定期積金規定

改定前	改定後
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 以下、省略	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略

通知預金規定

改定前	改定後
4. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは(通帳扱の場合、通帳の当該行の「取扱日」欄にその受入年月日を記載します)、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下、省略	4. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは(通帳扱の場合、通帳の当該行の「取扱日」欄にその受入年月日を記載します)、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人、または支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> 以下、省略